

事 務 連 絡
令和8年7月31日

熊本県教育委員会教育長
長崎県教育委員会教育長
鹿児島県教育委員会教育長 殿

文化庁建造物課長
田中 禎彦

被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて

このたび発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

標記の件については、別添「被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて」（平成28年4月26日付け28財参事第6号）にて発出しているところです。

ついでには、被災建築物応急危険度判定の目的等をご理解いただき、貴重な文化財を保存するため、適切な運用をお願いします。

また、このことについて、貴域内の市町村に対しても周知くださるようお願いいたします。

<本件担当>

文化庁 建造物課

電話：075-451-4111（代表）

文化財防災推進係：大西（内線 9673）

震災対策部門：西岡、西濱（内線 9686）

修理企画部門：梅津、矢野、稲垣（内線 9690）

登録部門：結城（内線 9755）

伝統的建造物群部門：清永、村上、高橋（内線 9771）

28財参事第6号

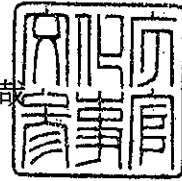
平成28年4月26日

各都道府県教育委員会

文化財担当課長 殿

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

熊本 達 哉



(印影印刷)

被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて（通知）

このたび発生した熊本県を中心とする地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

この地震により被災した建築物については、各地方公共団体で被災建築物応急危険度判定を迅速に進め、二次的被害の防止に努められていると承知しております。

しかしながら、過去の震災においては、被災建築物応急危険度判定により、「要注意」、あるいは「危険」と判断された場合、復旧可能な文化財であっても、即座に取り壊しに至ってしまった例があるとの報告を受けています。

文化庁では、国土交通省に照会し、被災建築物応急危険度判定とは、余震などによる二次的被害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定するものであり、一律かつ即座に取り壊しを求めるものではないことを確認しております。

貴教育委員会におかれても、被災建築物応急危険度判定の目的等を御理解いただくとともに、貴重な文化財が復旧の可能性等について十分な検討を経ずに取り壊されることのないよう、専門家等の意見を参考として、安全性にも十分配慮した上で、所有者等に対し適切に御指導いただくようお願いいたします。

また、このことについて、貴域内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、個別に技術的な指導等が必要な場合には、文化庁まで御照会いただきますようお願いいたします。

（連絡先）

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

電話 03-5253-4111

登録部門（西、稲垣）

内線 2797

伝統的建造物群部門（下間、岡本）

内線 2794

震災対策部門（西川）

内線 3146